

의견をお聞かせください

武雄市次世代育成支援行動計画

武雄市次世代育成支援行動計画の後期計画案を作成しました。この素案について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

●募集期限 3月23日(火)

●提出方法

- ・市役所2階 市民ホール
- ・山内・北方支所 くらし課
- ・武雄市ホームページ

意見書の様式にご意見、お名前等をご記入いただき公表場所の回収箱にお入れいただけ、郵送、FAX、メールで未来課までお送りください。

式は、公表場所に設置しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。



「武雄市次世代育成支援行動計画」とは?

「次世代育成支援対策推進法」により、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的に策定する計画です。

「武雄市次世代育成支援行動計画」では、6つの基本目標をたて、事業を計画しています。



農業委員会だより

農地の無断転用はやめましょー!

農地を農地以外に利用するときは、県知事等による許可が必要です。農地に家や倉庫を建てたり、駐車場や資材置場として利用したりする場合は、工事を始める前に許可を受けなければなりません。農地ではないと思っている土地でも、登記の地目が農地として残っている場合がありますので必ず確認をしてください。

また、農地を一時的な資材置場、仮宿舎、臨時駐車場等として利用する場合も転用となり、許可が必要です。

許可なく転用してしまった…

許可を受けないで農地の転用をした場合は、県知事が工事の中止、原状回復などの必要な措置を命ずることができます。また、農地法改正により違反転用に対する原状回復について、県知事等による行政代執行制度が創設されました。

農地の転用を計画される場合は、事前に農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。

農地等に関するご相談は、農業委員会事務局まで!

問 ことも部 未来課
TEL (23)92245



担当: 古川

罰則内容

①違反転用

3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

②違反転用における原状回復命令違反

3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)